

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問5（情）第4号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書において、広島県議会議員の氏名を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和5年6月14日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、広島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、広島県動物愛護センターの収容犬猫の殺処分をゼロにするための、〇〇NPOによる引き取りの仕組みづくりに関係して、県とNPO等との話し合いを仲介、紹介した県議会議員の名前を記載した行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第2項の規定により令和5年6月28日付けで決定期間の延長を行い、その後、次のとおり請求に係る行政文書を特定し、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年8月9日付けで、審査請求人に通知した。

##### (1) 対象文書

ア 復命書（平成28年4月20日）（以下「本件対象文書1」という。）

イ NPO法人〇〇の現地調査について（以下「本件対象文書2」という。）

ウ 聞取書（平成28年7月6日）（7月6日のやり取りのみ記載されたもの）（以下「本件対象文書3」という。）

エ 聞取書（平成28年7月6日）（ウの内容に加えて、7月8日のやり取りが記載されたもの）（以下「本件対象文書4」という。）

オ NPO法人〇〇〇〇氏からの照会・希望事項について（以下「本件対象文書5」という。）

カ 聞取書（平成28年7月29日）（以下「本件対象文書6」といい、本件対象文書1から本件対象文書6までを総称して「本件対象文書」という。）

##### (2) 不開示理由

条例第10条第2号、第3号、第6号に該当

### 3 審査請求

審査請求人は、令和5年8月28日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

##### 1 審査請求の趣旨

議員氏名の開示を求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県議会議員は公務員等として県政に関わる事項について県庁及び関係団体との調整等にあたっているのであり、議員としての活動は直ちに保護されるべき個人情報だと認定することはできない。
- (2) 県議と団体が県知事等に要望を行った事実は、記者会見や団体ホームページ等で広く周知されており、保護すべき個人の情報であると断定することは難しい。
- (3) 争点は県議会議員名の開示であるが、部分開示された文書によれば、県議会議員は公務として県職員らとの話し合いに関わり、その内容について了解し前に進めるよう職員らに指示をしている。県知事への訪問を含めて関係動物愛護団体の会報等でもその活動が紹介され、称賛もされている。特別地方公務員の公務として行われた活動であることは明らかであり、審査請求にあたって申し立てた文書のとおり、氏名を開示することが妥当である。
- (4) 県の弁明書では、地方議会議員の氏名は慣行として公にされるものではない、と主張しているが、県情報公開条例第10条第2項（原文ママ）の「ただし」書きに明記されている通り、公務員等の職務遂行の内容にかかわるものは個人情報保護の対象外である。条例上「公務員等」に該当しないのは国家公務員などに限られ、県議会議員は県知事らと同様に公務員等から除外されていない。慣行として公にできない場合があるとする県の主張は、条例の定めをないがしろにし、その趣旨を大きく逸脱して、県民、国民の知る権利を不当に狭めるものである。県知事、副知事らの氏名は情報公開請求により開示された行政文書で従来から開示されている。

(5) なお、県議が知事、副知事らを含む県職員、愛護団体等と調整を進めていたのは、愛護団体への特別な取り扱い（動物愛護センター収容中の野良猫の県公用車による愛護団体シェルターへの無料搬送）などの根拠を定める「協定」であったとみられる。しかしながら、部分開示文書をもとにした県所管課への質問により、当該の「協定」は最終的に何らかの理由で締結されていないにもかかわらず、他の動物愛護団体などには提供しない無料搬送（職員2人が往復3-4時間かけて車両を運転）を当該団体に提供している。予算支出を伴う行為の根拠に関わる重要な取り決めであるにも関わらず、適切に文書記録が保存されていない点は不正、癒着の温床となりうるもので、今後は是正されるべきであると考えます。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 開示請求対象の文書について

本件は、令和5年6月14日付けの「広島県動物愛護センターの収容犬猫の殺処分をゼロにするための、〇〇NPOによる引き取りの仕組みづくりに関係して、県とNPO等との話し合いを仲介、紹介した県議会議員の名前を記載した行政文書（平成28年4月20日付復命書に県議会議員の氏名や意見の一部が記載されていると令和4年5月16日付文書・動愛セ第4号の開示しない理由に記載されている）。県議会議員の氏名は秘匿すべき個人情報に該当しないと考えているので、当該文書の開示がなされない場合は審査請求を行う予定である。」の開示請求に対して、令和5年8月9日に2件の復命書及び4件の聞取書等を対象文書として特定し、広島県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2号、第3号及び第6号に該当する不開示情報を不開示とする本件処分を行った。

復命書は、平成28年4月20日に〇〇（以下、「本件団体」という。）について食品生活衛生課及び動物愛護センター職員が協議を行ったもの、及び平成28年5月18日に県及び広島市職員が本件団体の現地調査を行ったものであり、聞取書は本件団体からの問合せに対し、動物愛護センター職員が回答したものである。

##### 2 不開示部分の理由について

(1) 復命書について

当該復命書は、県が殺処分対象と判断した猫について、本件団体へ猫を譲渡するにあたっての具体的な協議及びこれに係る県の対応情報、県からの本件団体への事業等の聴取内容、本件団体から県に対する意見・要望及びこれに対する県からの回答を記載したものである。

平成 28 年 4 月 20 日の復命書及び別紙については、本件団体へ猫を譲渡するにあたっての具体的な協議及びこれに係る県の対応情報であり、県議会議員の氏名が含まれている。

これについて、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、条例第 10 条第 2 項（原文ママ）のただし書きにおいて開示され、一般職公務員の氏名は慣行として公にされるものとして開示されるが、特別職公務員である地方議会議員の氏名は慣行として公にされるものであるとは言えないことから、特定の個人が識別されるものとして、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当する。

その他協議内容については、公にすることにより、今後、団体等と率直な意見交換ができなくなり、県の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 10 条第 6 号の不開示情報に該当する。

また、平成 28 年 5 月 18 日の調査復命については、本件団体の施設管理方法や運営方法、県から引き取った猫への対応方法、及び施設を撮影した写真等の具体的な事業活動が記載されている。

これらの全てを本件団体が対外的に公にしていると確認ができず、当該情報を公にすることにより、本件団体の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当する。

また、本件団体から県に対する意見・要望及びこれに係る県の対応情報、県職員が記載した写真の説明文については、当該情報を公にすることにより、今後、団体等と率直な意見交換ができなくなり、県の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 10 条第 6 号の不開示情報に該当する。

(2) 聞取書について

当該聞取書は、本件団体から県に対する意見・要望及びこれに係る県の対応情報であり、本件団体の職員及び職員の携帯番号、県議会議員の氏名が含まれている。

これについて、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、条例第 10 条第 2 項（原文ママ）のただし書きにおいて開示され、一般職公務

員の氏名は慣行として公にされるものとして開示されるが、特別職公務員である地方議会議員の氏名は慣行として公にされるものであるとは言えないことから、個人が識別されるものとして、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当する。

また、本件団体の運営方法及び県の動物管理に係る具体的な事業情報が記載されていることから、公にすることにより、本件団体の正当な利益を害するおそれ、及び今後、団体等と率直な意見交換ができなくなり、県の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 10 条第 3 号及び同第 6 号の不開示情報に該当する。

### 3 審査請求人の主張について

- (1) 「県議会議員は公務員等として県政に関わる事項について県庁及び関係団体との調整等にあたっているものであり、議員としての活動は直ちに保護されるべき個人情報だと限定することはできない」について

条例第 10 条第 2 項（原文ママ）のただし書きにおいて、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示され、一般職公務員の氏名は慣行として公にされるものとして開示されるが、特別職公務員である地方議会議員の氏名は慣行として公にされるものであるとは言えない。

- (2) 「県議と団体が県知事等に要望を行った事実は、記者会見や団体ホームページ等で広く周知されており、保護すべき個人の情報であると断定することは難しい」について

県議会議員と本件団体が県知事に要望を行った事実は、本件団体等により公開されており、県においても開示請求の対象文書中において、不開示部分を除いてその事実を開示している。

一方、地方議会議員の氏名は、(1)のとおり慣行として公にされるものであるとは言えない。

以上により、復命書及び聞取書の一部を条例第 10 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号の不開示情報に該当するとして不開示とした本件処分は妥当である。

## 第 5 審査会の判断

本件請求は、広島県動物愛護センターの収容犬猫の殺処分をゼロにするための、県内 N P O による引き取りの仕組みづくりに関係して、県と N P O 等との話し合いを仲介、紹介した県議会議員の名前を記載した行政文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書1から本件対象文書6までの文書を対象文書として特定し、条例第10条第2号、第3号、第6号に該当する部分を不開示として行政文書部分開示決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、議員の氏名を開示すべきと主張していることから、これに該当する情報について不開示情報該当性を検討する。

## 1 本件対象文書について

本件請求において、審査請求人は、広島県動物愛護センターの収容犬猫の殺処分をゼロにするための、〇〇NPOによる引き取りの仕組みづくりに関係して、県とNPO等との話し合いを仲介、紹介した県議会議員の名前を記載した行政文書の開示を求めている。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書1及び本件対象文書6については県議会議員名が記載されているが、本件対象文書2から本件対象文書5までについては県議会議員名の記載がなかった。

このことから、審査会において本件対象文書2から本件対象文書5までの特定について実施機関に確認したところ、実施機関は本件請求が、令和4年5月16日付け動愛セ第4号で部分開示決定通知をした〇〇に関する文書全てについて、非開示部分の疑義があつて請求をされたものであると捉え、「県議会議員の名前を記載した行政文書」だけではなく、一連の関係文書を全て対象として部分開示したものであり、これらの文書を特定した特段の理由はないとのことであった。

審査請求人は本件対象文書2から本件対象文書5までについて特段の主張を行っていないことから、以下、本件対象文書1及び本件対象文書6の県議会議員の名前が記載された箇所について、検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 条例第10条第2号について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されてい

る情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第 10 条第 2 号該当性について

ア 本件事実が公にされていることの有無について

審査請求人は、県議と団体が県知事等に要望を行った事実（以下「本件事実」という。）は、記者会見や団体ホームページ等で広く周知されており、保護すべき個人の情報であると断定することは難しいと主張している。

条例第 10 条第 2 号イにおける「公にされている情報」とは、現在、何人も知り得る状態に置かれている情報のことをいい、何年も前に広く報道された事実であっても、現在は、限られた少数の者しか知り得る状態にないようなものは「公にされている情報」とはいえないとされている。

審査会において実施機関に確認したところ、本件事実について、議員本人が公表し、報道機関等により広く報道等されているという事実を確認できるものはないとのことであった。

これらのことから、本件事実については、条例第 10 条第 2 号イに示されている「公にされている情報」とはいえないため、本件事実について広く周知されているとする審査請求人の主張は妥当ではない。

イ 県議会議員名について

審査請求人は、県議会議員は公務員等として県政に関わる事項について県庁及び関係団体との調整等にあたっており、条例第 10 条第 2 号のただし書に明記されているとおり、公務員等の職務遂行の内容にかかわるものは個人情報保護の対象外であると主張している。

条例第 10 条第 2 号ハにおける「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいうとされているが、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、ここでいう「公務員等の職務の遂行に係る情報」には当たらないものである。

(ア) 県職員との協議を行っている県議会議員名について

審査会において本件対象文書 1 及び本件対象文書 6 を見分したところ、本件対象文書 1 の本文 3 行目 11 文字目及び 12 文字目、別紙 5 行目 2 文字目及び 3 文字目、6 行目 2 文字目及び 3 文字目（以下「本件不開示部分 1」という。）に県職員と協議を行っている県議会議員名が記載されていた。

本件不開示部分 1 は、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 10 条第 2 号本文に該当するものと認められる。

また、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名について、当該公務員等が県議会議員である場合に当該県議会議員名を公にする法令等の規定又は慣行があるとは認められず、前述したとおり本件請求のあった時点で何人も知り得る状態に置かれている事実も認められないことから、本件不開示部分 1 は、法令等の規定により又は慣行により公にされている情報であるとはいえず、同号イに該当するものとは認められない。

さらに、当該県議会議員名が同号ロに該当しないことは明らかであり、また、当該県議会議員名は、同号ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは認められない。

このことから、本件不開示部分 1 は条例第 10 条第 2 号本文の不開示情報に該当するとして実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(4) 県議会議員と県職員の協議、県職員と動物愛護団体職員の電話において名前が挙げられた県議会議員名について

審査会において本件対象文書 1 及び本件対象文書 6 を見分したところ、本件対象文書 1 の別紙 8 行目 2 文字目及び 3 文字目、20 行目 13 文字目及び 14 文字目、18 文字目及び 19 文字目、22 行目 2 文字目及び 3 文字目、本件対象文書 6 の 2 枚目 13 行目 2 文字目及び 3 文字目（以下「本件不開示部分 2」という。）に県議会議員と県職員の協議、県職員と動物愛護団体職員の電話において名前が挙げられた県議会議員名が記載されていた。

本件不開示部分 2 は、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 10 条第 2 号本文に該当するものと認められる。また、県職員と県議会議員との協議及び県職員と動物愛護団体職員の電話において県議会議員名が挙げられているのみであることから、同号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないことは明らかである。

このことから、本件不開示部分2は条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するとして実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年11月2日	・ 諮問を受けた。
令和7年4月30日 (令和7年度第1回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年7月30日 (令和7年度第4回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年8月27日 (令和7年度第5回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

伊 藤 寛 之 ( 部 会 長 )	弁 護 士
辛 嶋 了 憲	広島大学大学院助教
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授